

鹿追町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鹿追町における子ども・子育て支援対策の推進に関し必要となる措置について協議するため、「鹿追町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議という）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、「子ども・子育て支援事業計画」策定が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子育てスマイル課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、子ども・子育て会の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議において定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月12日から施行する。

鹿追町子ども・子育て会議委員

(敬称略)

		委員名	所属
1	会長	太田 広光	鹿追町PTA連合会長
2	副会長	石田 麻耶	こども園しかおい父母と先生の会長
3	委員	白川 悦子	鹿追町社会福祉協議会長
4	委員	鈴木 隆	鹿追町民生委員児童委員協議会長
5	委員	市原 和樹	鹿追町地域子ども会育成連絡協議会長
6	委員	三好 拓也	鹿追小学校PTA会長
7	委員	田中 綾香	瓜幕保育所職員と父母会長
8	委員	井端 枝里子	通明保育所父母会長
9	委員	高橋 奈美	笹川保育所父母会長
10	委員	上原 捺未	上幌内保育所父母の会代表